

平成30年度 施策評価シート

基本目標		安心して暮らせる「すみだ」をつくる
政策	450	健康寿命を大きく伸ばし、誰もが健康に暮らすまちをつくる
施策	453	保健衛生における安全と安心を確保する
施策の目標	健康危機管理体制が充実し、適切な情報の共有が行われることで、感染症や食品、医薬品、飲料水、化学物質、ペット等の動物に起因する健康被害にあうことなく、すべての区民が安全な生活環境で暮らしています。	

1 基本計画における成果指標の状況

指標名	「身近なAED設置場所を知っている」区民の割合									
	基準年(H28)	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
目標	47.9%				60.0%					80.0%
実績	47.9%									

指標名	帰宅時と食事前どちらも手を洗っている割合（対象20歳以上）									
	基準年(H28)	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
目標	46.3%				80.0%					95.0%
実績	46.3%									

2 目標と現状(実績)についての分析及び総事業費推移

指標の推移・施策の課題や問題点について記述	総事業費推移（千円）	
感染症対策では結核のほか、新興・再興感染症への対策強化が求められており、平常時からの普及啓発やまん延防止対策の構築が重要である。食品営業施設では自主的な衛生管理の徹底を図るとともに、区民への積極的な食品に関する情報提供と意見交換を行っていく必要がある。また、大規模食中毒発生時への対応のための体制強化も必要である。さらには、近年各地で発生している災害時の医療救護体制の充実も急務である。	H28	848,253
	H29	893,303
	H30	

3 施策の評価及び判断理由

評価	理由
B	大規模な健康危機事象が発生していない点では、施策の目標が一定程度達成されていると評価する。

4 今後の施策の運営方針

一次評価	最終評価	施策の戦略的方向性
		(1) 優先的に資源投入を図る。
		(2) 現状維持とする。
		(3) 現状維持だが、より効率的な運営を図る。
		(4) 資源投入の縮小を図る。
【上記の判断理由】		
健康危機管理体制の強化のためには、一定レベルの監視指導と普及啓発の継続、危機事象発生時の初期起動が重要となることから、今後も計画的な施策推進が必要である。		
【今後の具体的な方針】		
感染症の発生とまん延防止、食品、医薬品、飲料水、化学物質等による健康被害の発生防止のため、重点監視の推進と区民への普及啓発を強化する。		

5 この施策に係る事務事業（重要度・貢献度順）

番号	事務事業名	歳出 決算額 (千円)	人コスト (千円)	歳出 総額 (千円)	施策への関連性	目的に対する指標	直近の評価内容
						年度目標値	評価結果
						年度実績値	評価対象年度
1	予防接種	828,477	11,545	840,022	予防接種は、感染症の発症や重症化を防止する効果がある。また、地域における感染症のまん延を防止できることから、区民の健康維持に大きく寄与する。	95	現状維持
						97.7	平成28年度
2	災害医療体制の構築経費	3,748	5,329	9,077	災害時における傷病程度に応じた適切な救護措置が受けられる体制を整備することにより、区民の生命を守る。	1	改善・見直し
						1	平成28年度
3	肝炎ウイルス検診	5,004	2,664	7,668	近年、ウイルス肝炎の治療は急速に進歩している。より多くの方に検査を受けていただき、感染者を早期治療に繋げることで、区民の健康増進に資することができる。	475	現状維持
						705	平成28年度
4	結核健康診断	3,893	11,545	15,438	結核感染者を早期に発見し、治療に繋げることで結核のまん延防止に役立っており、有効性は高く感染症予防対策に大きく寄与する。	24	改善・見直し
						19 (推計)	平成28年度
5	食品衛生監視事業 食品衛生検査事業	9,588	73,713	83,301	食中毒の発生を防止することは、食品の安全性の確保と区民の安心感の醸成につながる。	0	改善・見直し
						4	平成29年度
6	感染症予防経費	9,398	17,762	27,160	感染症患者発生時に適切かつ迅速に対応し、感染症患者の早期発見や感染症のまん延の防止に努めることで区民の健康維持に努める。平時より給食調理従事者に対する検便を実施し、食中毒予防に努める。	17	改善・見直し
						17	平成28年度
7	エイズ対策	700	5,329	6,029	HIV検査の実施により、感染者を早期に発見し治療に結びつけ、エイズ発病や重症化予防、感染拡大を防止することができ、区民の健康維持に大きく寄与する。	160	改善・見直し
						142	平成29年度
8	新型インフルエンザ対策事業	2,206	6,217	8,423	新型インフルエンザの発生及び流行に対し備えを講じることは、区の健康危機管理上に極めて重要である。	2	改善・見直し
						1	平成29年度

9	除細動器(AED)管理費	9,039	2,664	11,703	区民が、心室細動などによる突然の心停止に陥った場合の救急救命に備えることで、安全と安心の確保につながる。	119	現状維持
						111	平成29年度
10	環境保健事業(サマーキャンプ)	831	2,664	3,495	ぜん息児童等が、みずから適切な服薬方法等を学び、自己管理を適切に行うことができる体力づくりを図る。	100	改善・見直し
						59	平成29年度
11	動物の愛護と管理	3,186	15,098	18,284	動物飼養者の適正管理について普及啓発を行うことで、地域の生活環境の維持とともにペットの動物に起因する健康被害の防止につながる。	0	現状維持
						0	平成28年度
12	ねずみ昆虫駆除対策	6,729	7,105	13,834	感染症を媒介する可能性のあるねずみ昆虫の発生予防と環境防除の意識の普及啓発を行うことで、健康被害にあわない安全な生活環境を確保する。	0	現状維持
						0	平成28年度
13	環境衛生監視	1,534	23,979	25,513	施設営業者による適正管理等を維持するため、継続的な監視活動を行うことで、区民の健康被害を防止し安全な生活環境を確保する。	0	現状維持
						0	平成28年度
14	食品衛生自主管理推進事業 (食品衛生推進員)	1,228	1,776	3,004	区民・事業者・行政が協働して食の安全確保に取り組むことで、区民の安心感の醸成につながる。	0	改善・見直し
						4	平成29年度
15	薬事監視 薬事検査事業	1,382	22,203	23,585	業者による、医薬品の適正管理と情報提供等、また、毒劇物の適正保管管理等を維持するため、継続的な監視活動を行うことで、区民の健康被害を防止し安全な生活環境を確保する。	0	現状維持
						0	平成28年度
16	食品表示の相談と監視指導	494	17,762	18,256	食品表示は、食品を摂取する際の安全性の確保に関し重要な役割を果たしている。	0	統合
						0	平成29年度
17	公衆浴場衛生設備助成	5,431	1,776	7,207	浴場衛生設備の助成を行うことにより、区民の保健衛生の維持向上に資することができる。	20	現状維持
						19	平成29年度
18	家庭用品監視	435	6,217	6,652	健康被害を生ずる有害物質を含有する家庭用品を流通させないことで、区民の健康被害を防止し安全な生活環境を確保する。	0	現状維持
						0	平成28年度

平成30年度 事務事業評価シート

施策	453	保健衛生における安全と安心を確保する	部内優先順位					
事務事業	食品衛生監視事業、食品衛生検査事業					5		
事業概要	食品の安全性の確保のため、公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって区民の健康の保護を図る。					主管課・係（担当）		
						生活衛生課・食品衛生係		
						03-5608-6943		
施策への関連性	飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することは、食品の安全性の確保と区民の安心感の醸成につながる。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	食品等事業者に対し、食品衛生に関する正しい知識の普及や施設に対する許可事務、衛生指導は区の責務であり、他による代替可能性はない。							
有効性・適格性	手段に対する指標（活動指標）	指標	食品等事業者施設監視件数				単位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		6,500	37	目標	8,000	7,000	6,500	6,500
				実績	6,620	5,880		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
			目標	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	活動指標として食品衛生監視員による施設監視件数が最適である。目標値は、区内の営業施設数と業種に応じた年間の目標監視回数を乗じて設定した。							
	目的に対する指標（成果指標）	指標	食中毒発生件数				単位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		0	37	目標	0	0	0	0
			実績	4	4			
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	0	0	0	0	0	
	実績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
本事業は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の健康の保護を図ることが最大の目的である。区内の食中毒の発生件数は低位で推移しており、目標値は毎年0とする。								
財政面〔決算額〕（単位：千円）	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	9,705	9,588						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 臨時職員の雇い上げを終了するなど、減少傾向にある。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
食品衛生法第2条の規定により、食品等事業者に対し、食品衛生に関する正しい知識の普及や施設に対する衛生指導は区の責務である。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしていない				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
事業の目的は施策に合致している。また、区内の食中毒の発生件数は低位で推移している。		5	4	5	4
3 効率性・経済性		改善・見直しの上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
他に類似する事務事業はなく、地域社会への波及効果は十分にある。					
中間・最終年度の講評	区内の食中毒の発生件数は低位で推移している。健康被害防止のための法令等に基づく事業として未然防止対策は順調に推移している。				
今後の方向性	法改正や社会的状況の変化がない限り、事業内容の変更はない。ただし、検査業務については外部委託を進める。				

施 策	453	保健衛生における安全と安心を確保する					部内優先順位	
事務事業	エイズ対策					7		
事業概要	後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針等に基づき、HIV及び性感染症の検査・相談を月に1回無料・匿名で実施している。また、性感染症に関する正しい知識の普及啓発のため、冊子の配布、講演会の開催、区報、ホームページ等での情報発信を行っている。					主管課・係（担当）		
						保健予防課感染症係		
	03-5608-6191							
施策への 関連性	HIV検査の実施により、感染者を早期に発見し治療に結びつけ、エイズ発病や重症化予防、感染拡大を防止することができることから、区民の健康維持に大きく寄与する。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	国内において年間1,400人以上のHIV感染者及びAIDS患者が報告されている。感染初期には症状が乏しいことから、検査をしてみなければ感染しているか判らない。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	HIV患者は、初期には無症状であることから発見されにくく、保健所で無料・匿名の検査を実施することの必要性は非常に高い。							
有効性・ 適格性	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	H I V 検 診 実 施 回 数				単 位	回
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		12	37	目標	12	12	12	
				実績	12	12		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
			目標	12	12	12	12	12
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	感染の心配のある方が気軽に検査を受けられるように、無料・匿名・予約なしで検査を実施している。受診しやすいよう、定期的に検査を実施する必要がある。							
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	H I V 検 診 受 診 者 数				単 位	人
最終目標値		目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
200		37	目標	160	165	170		
			実績	149	142			
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	175	180	185	190	195	200
	実績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
検診のPRに努めることで、より多くの方に検査を受けていただく。								
財 政 面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	646	700						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 横ばいの傾向にある。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
2 3区全ての区で無料・匿名による同様の検査を実施している。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	活動指標のみ満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率性 経済性	有効性 適格性
エイズ検査により、感染者の早期発見・治療が行うことができ、医療費の抑制につながる。		5	4	5	4
3 効率性・経済性		<p style="text-align: center;">改善・見直しの上継続</p>			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
必要な方にエイズ検査を受けていただくことで、エイズのまん延を防止する効果がある。					
中間・最終年度の講評	アクセス等の問題から受診者数が伸び悩んでいる。しかし、無料・匿名のHIV検査は全国の保健所で実施されており、国内でのHIVの感染拡大を防止するため、区としても継続して検診を実施する必要がある。				
今後の方向性	様々な媒体を活用してエイズ検診の周知を行い、受診者数を増やしていく。				

施 策	453	保健衛生における安全と安心を確保する					部内優先順位	
事務事業	新型インフルエンザ対策事業					8		
事業概要	病原性が高く感染力が強い新型インフルエンザ等感染症の発生並びに流行に備え、感染防護具や医薬品等の備蓄及び訓練等を実施する。					主管課・係(担当)		
						保健予防課感染症係 03-5608-6191		
施策への 関連性	新型インフルエンザの発生及び流行に対し備えを講じることは、区の健康危機管理上に極めて重要である。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	2009年に新型インフルエンザが発生し、世界的に流行した。近年、中国等を中心にH5N1やH7N9型の鳥インフルエンザ患者が散発的あるいは限局的発生している。							
	代替可能性の状況(区が実施する必要性等)							
	新型インフルエンザ等特別措置法を踏まえ、区は「墨田区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。この計画に基づき、区は新型インフルエンザ等の発生に備える必要がある。							
有効性・ 適格性	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	新型インフルエンザ等対策訓練の実施				単 位	回
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		3	37	目標	2	2	2	
				実績	2	2		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	2	3	3	3	3	3
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	新型インフルエンザ等への対策訓練を継続的に実施し、感染症予防対策の強化を図る。							
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	新型インフルエンザ等地域医療体制検討部会の開催				単 位	回
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		2	37	目標	2	2	2	
				実績	1	1		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
目標		2	2	2	2	2	2	
	実績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
新型インフルエンザ等未発生期より地域の医療機関等と連携し、区の事情に応じた医療提供体制の整備を推進するため定期的に会議を開催する。								
財 政 面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	2,606	2,206						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 横ばいの傾向にある。				

1 必要性・妥当性								
区民ニーズの有無	ある							
代替可能性の有無	ない							
区が実施すべき強い理由があるか	ある							
判断理由								
新型インフルエンザ患者への一次的な対応や調査は、区の役割となっている。								
2 有効性・適格性								
事業の目的が施策に合致しているか	合致している							
指標は目標値を満たしているか	活動指標のみ満たしている							
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある							
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果			
新型インフルエンザ発生時に、適切な対応を行うには十分な感染防護具や医薬品の備蓄と訓練が必要である。		5	4	5	4			
3 効率性・経済性		<p style="text-align: center;">改善・見直しの上継続</p>						
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない							
実工程やコストに改善の余地がないか	ない							
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある							
判断理由								
十分な準備を行うことにより、新型インフルエンザの地域での流行を抑制あるいは遅延させることができる。								
中間・最終年度の講評	医療体制検討部会の開催や対応訓練の実施を介して医療機関との連携を深めることは重要であり、継続して進める必要がある。							
今後の方向性	国や都の新型インフルエンザ対策の動向を踏まえ、医療体制検討部会を開催することにより、区内医療機関へ適切な情報伝達や体制整備を行っていく。							

施 策	453	保健衛生における安全と安心を確保する					部内優先順位	
事務事業	除細動器（AED）管理費					9		
事業概要	平成16年8月に一般市民のAED使用が認められたことを受け、平成17年度から区民が心室細動などによる突然の心停止に陥った場合の救急救命に備え、区施設等にAEDの設置を開始した。平成21年度より、区民が参加する各種行事における健康危機管理に寄与するため、貸出し機を常備している。現在では全ての区施設に設置を完了している。					主管課・係（担当）		
						保健計画課保健計画担当		
						03 - 5608 - 6189		
施策への 関 連 性	区民が、心室細動などによる突然の心停止に陥った場合の救急救命に備えることで、安全と安心の確保につながる。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	議会や町会・自治会を通して、緊急時にすぐ使用できるよう、多くの場所にAEDを設置してほしいという要望が多い。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	区内の公共施設については、可能な限りAEDを設置することが区民の生命の安全確保につながるため、区が実施する必要性は高い。							
有効性・ 適格性	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	イベント等へのAED貸出件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	H31
		30	37	目標	30	30	30	30
				実績	27	36		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	30	30	30	30	30	30
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	イベントにおけるAED設置の必要性や貸出に対する認知度の高さが実績となると考えられるため。							
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	区施設のAED設置数				単 位	台
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	H31
		119	37	目標	119	119	119	119
				実績	119	111		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
目標		119	119	119	119	119	119	
	実績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
区施設へのAED設置は、区民をはじめとした施設利用者に対する安心・安全の確保につながるため。								
財 政 面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	8,671	9,039						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕				

1 必要性・妥当性													
区民ニーズの有無	ある												
代替可能性の有無	ない												
区が実施すべき強い理由があるか	ある												
判断理由													
区施設については、区として設置する必要がある。													
2 有効性・適格性		<table border="1"> <thead> <tr> <th>必要性 妥当性</th> <th>有効性 適格性</th> <th>効率的 経済性</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>				必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果	5	5	5	5
必要性 妥当性	有効性 適格性					効率的 経済性	評価結果						
5	5					5	5						
事業の目的が施策に合致しているか	合致している												
指標は目標値を満たしているか	満たしている												
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある												
判断理由													
区施設へのAED設置についての周知が、区民の安全や安心の確保につながると考える。													
3 効率性・経済性		<p style="text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">現状維持の上継続</p>											
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない												
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない												
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある												
判断理由													
区施設への設置に必要な台数については、リース契約（維持管理含む）によって確保している。													
中間・最終年度の講評	区施設のほか、交番や病院におけるAED設置情報について、健康マップへの掲載等、区民への周知に努めている。												
今後の方向性	夜間においても利用できるAEDの設置が課題となっているが、区施設への設置のみでは限界がある。そのため、日本救急医療財団のAEDマップを活用しながら、民間施設の設置状況についても、区民に対してより一層周知していく。												

施 策	453	保健衛生における安全と安心を確保する					部内優先順位	
事務事業	環境保健事業（サマーキャンプ）					10		
事業概要	公害健康被害の補償等に関する法律第68条に指定された公害健康被害予防事業で、ぜん息児童等が、ぜん息の症状等を良好にコントロールすることをめざし、みずから適切な服薬方法等を学び、自己管理を適切に行うことができる体力づくりや交流を図る。					主管課・係（担当）		
						保健計画課保健計画担当		
						03-5608-6506		
施策への 関連性	ぜん息児童等が、みずから適切な服薬方法等を学び、自己管理を適切に行うことができる体力づくりを図る。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	本事業は、公害健康被害の補償等に関する法律第68条に指定された公害健康被害予防事業の一事業として実施しているものであり、今後の実施については、国や独立行政法人環境再生保全機構の動向により流動的である。							
有効性・ 適格性	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	参加者数				単 位	人
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	H31
		30	37		目標	30	30	30
					実績	12	11	
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
			目標	30	30	30	30	30
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	公害健康被害の補償等に関する法律第68条に指定された公害健康被害予防事業の一事業として実施しているものであり、事業の周知及び拡大を図る。							
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	大気汚染障害者認定者数（0～17歳）				単 位	人
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	H31	
90		37		目標	145	100	100	
				実績	104	59		
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	100	90	90	90	90	
	実績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
大気汚染障害者認定者数（0～17歳）を指数とし、認定者数の減少を図る。								
財 政 面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	1,056	831						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 認定者数が減少傾向のため、それに伴う予算も減少傾向である。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
ぜん息等のアレルギー疾患を持つ児童が増加していることから、事業に対する期待が高い事業である。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	成果指標のみ満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
事業を実施することで、参加児童のぜん息に対する意識の変化がみられるため、有効な事業である。		5	4	5	4
3 効率性・経済性		改善・見直しの上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
類似する事業はなく、予算の範囲内での事業を実施している。					
中間・最終年度の講評	宿泊を伴わないデイキャンプでの事業を実施することで、対象者が参加しやすいプログラムの検討が必要である。				
今後の方向性	各種事業について、引続き検証を行う。				

施 策	453	保健衛生における安全と安心を確保する					部内優先順位	
事務事業	食品衛生自主管理推進事業					14		
事業概要	区民・事業者・行政が協働して地域情報の収集、意識啓発活動、食品事業者等への相談活動を行い、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止する。					主管課・係（担当）		
						生活衛生課・食品衛生係		
						03-5608-6943		
施策への 関 連 性	区民・事業者・行政が協働して食の安全確保に取り組むことで、区民の安心感の醸成につながる。							
必要性・ 妥 当 性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	地域における食品衛生の向上の施策を食品衛生法に位置づけ、推進を図っている。また、墨田区食品衛生推進員設置要綱を定め、区民・事業者・行政が協働して取り組んでおり、区が実施する必要がある。							
有効性・ 適 格 性	手 段 に 対 する 指 標 (活動指標)	指 標	区民及び食品関係者への意識啓発活動回数				単 位	回
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	H31
		168	37	目標	168	168	168	168
				実績	197	122		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	168	168	168	168	168	168
	実績							
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	活動指標として、食品衛生推進員による意識啓発活動回数が最適である。目標値は推進員が毎月1回以上活動していただくことを念頭に設定した。							
	目 的 に 対 する 指 標 (成果指標)	指 標	食中毒発生件数				単 位	件
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	H31	
0		37	目標	0	0	0	0	
			実績	4	4			
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標		0	0	0	0	0	0	
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
本事業は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の健康の保護を図ることが最大の目的である。区内の食中毒の発生件数は低位で推移している。								
財 政 面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	1,320	1,228						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 食品衛生推進員の人数に応じた報酬であり、横ばいである。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由 食品衛生法第61条の規定により、食品衛生推進員を委嘱している。区が実施することにより、食品衛生推進員との連携を深め、区民及び食品等事業者の信頼を得ることができる。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	活動指標のみ満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由 区民・事業者・行政が協働して行うことは、衛生水準向上のための手段である。		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
		5	4	5	4
3 効率性・経済性		改善・見直しの上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由 他に類似する事務事業はなく、地域社会への波及効果は十分にある。					
中間・最終年度の講評	区民・事業者・行政が協働して食中毒の発生防止の取り組みを行った結果、区内の食中毒の発生件数を低く抑えることができた。				
今後の方向性	今後も区民・事業者・行政が協働して食の安全確保に取り組む。				

補助金 名称	食品衛生協会自治指導事業助成						主管課・係（担当）	
根拠法令	墨田区保健衛生事業補助金交付要綱						生活衛生課食品衛生係	
事業概要	食品衛生関係法令等の対象となる事業者の組織する協会に対し、法令等の趣旨に基づく食品衛生の向上の目的として自主的保健衛生活動を助長し、もって区民生活の安定に寄与するため、要綱に基づき防疫事業及び衛生教育事業等に対して補助金を交付している。						03-5608-6943	
							事業の終期	
							平成37年	
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	区民生活の安定という公益性をもった事業者の自主的保健衛生活動を育成・指導していく必要があることから、区が主体的に実施していく必要がある。							
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	食品衛生実務講習会参加者数				単位	人
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	H31
		460	37		目標 400	430	430	430
					実績 396	332		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	430	460	460	460	460	460
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	営業施設の衛生責任者としての自覚を促すとともに、自主衛生管理の普及啓発を行うことが営業施設に起因する事故防止につながるため。目標値は、近年の参加者数を基準に設定した。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	食中毒発生件数				単位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	H31
		0	37		目標 0	0	0	0
					実績 4	4		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	0	0	0	0	0	0
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
本事業は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の健康の保護を図ることが最大の目的である。区内の食中毒の発生件数は低位で推移しており、目標値は0とする。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	750	750						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 平成20年度以降、予算は同額で推移している。				
施策への 関連性	墨田区食品衛生協会の自主的な保健衛生活動は、施策と直接結びついている。							

1 必要性・妥当性		5	
区が実施する理由があるか	ある	目的が政策上の位置付けと整合しているか	している
目的・内容等が社会経済情勢に合致しているか	している	不特定多数の利益の増進に寄与するか	している
区民ニーズに即しており、公益上必要と認められるか	認められる	個人利益に対する利益に留まらず適切な対象範囲に波及するか	する
区の施策目標の実現に寄与しているか	している		

判断理由
 飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するために必要である。また、個人に対する利益に留まらず、不特定多数の利益の増進に寄与している。

2 有効性・適格性		5	
経費、補助額の算定根拠が明確になっているか	なっている	交付機会の公平性や負担の公平性が確保されているか	されている
区が負担する割合として適切か	適切である	補助団体の活動内容が目的と合致しているか	合致している
任意団体に対する補助の場合、自立化を促進するものであるか	ある	補助目的及び金額に見合う実績等の効果があるか	ある
補助目的が既に達成されていないか	されていない	目標及び見込まれる効果が明確か	明確
団体等が自らの財源で賄う範囲と区の支援範囲が明確となっているか	なっている	効果測定の具体的な目標・指標が明確か	明確

判断理由
 補助目的に照らして、補助金が公平に利用されている。補助金額は食品衛生協会の活動予算の25%以内であり、補助を受ける者も対応の負担をしている。

3 効率性・経済性		5	
類似する補助事業がないか	ない	地域社会や区民等へ波及効果があるか	ある
手続が過度に煩雑でないか	煩雑ではない	個人の経済的負担軽減の場合、実質的公平性を考慮しているか	該当なし
目的に対する区の負担割合が適切か	適切である		

判断理由
 類似する補助事業はない。また、自主的な食品衛生向上のための活動は、地域社会や区民等へ波及するものである。

<p>【評価結果】</p> <h1>現状維持・拡充</h1>	
--------------------------------	--

中間・最終年度の講評	区民生活の安定のための事業者の自主的保健衛生活動の育成・指導は、公益性を維持しつつ順調に推移している。
今後の方 向 性	自主的保健衛生活動と区民生活の安定に寄与するために運用されており、現状維持のまま継続とする。

施 策	453	保健衛生における安全と安心を確保する					部内優先順位	
事務事業	食品表示の相談と監視指導					16		
事業概要	食品関連事業者等からの食品表示に関する相談に応じ、その適正を確保することで、区民の利益の増進を図り、健康の保護に寄与する。					主管課・係(担当)		
						生活衛生課・食品衛生係		
						03-5608-6943		
施策への 関 連 性	食品表示は、食品を摂取する際の安全性の確保や自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしている。							
必要性・ 妥 当 性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況(区が実施する必要性等)							
	食品表示法で定められた「食品関連事業者等に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示」は区の責務である。							
有効性・ 適 格 性	手 段 に 対 する 指 標 (活動指標)	指 標	食品表示講習会参加者数				単 位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		1,000	37	目標	700	1,000	1,000	
				実績	1,355	1,181		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	実績							
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	平成32年3月31日までの経過措置期間中に、表示基準について食品関連事業者等に対し十分に周知する必要があるため、講習会参加者数を活動指標とした。目標値は、平成28年度の実績から設定した。							
	目 的 に 対 する 指 標 (成果指標)	指 標	食品表示法に基づく不利益処分件数				単 位	件
最終目標値		目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
0		37	目標	0	0	0		
			実績	0	0			
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標		0	0	0	0	0		
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
本事業は、販売の用に供する食品に関する表示について、その適正を確保し、区民の安全と安心を確保することを目的としている。平成29年度、区内の食品表示法に基づく不利益処分件数は0であり、目標件数は0とする。								
財 政 面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	2,733	494						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 非常勤職員の雇い上げを終了したため、大きく減少した。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
食品表示法に基づく事業である。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
事業目的は施策に合致している。また、区内の食品表示法に基づく違反はない。		5	5	1	2
3 効率性・経済性		<p style="text-align: center;">類似事業との統合</p>			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ある				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
平成27年4月に食品表示法が施行され事業化したが、目的・対象は食品衛生監視事業と類似しているため、統合する見込みである。					
中間・最終年度の講評	食品関連事業者等に対し、適切に食品表示の指導を行った結果、区内の食品表示法に基づく違反を未然に防ぐことができた。				
今後の方向性	食品衛生監視事業に統合する。				

施 策	453	保健衛生における安全と安心を確保する						部内優先順位
事務事業	公衆浴場衛生設備助成						17	
事業概要	区内で公衆浴場を営む者に対して、浴場衛生設備等を改善するための資金の一部を助成する。(平成28年度から1浴場70万円を限度、観光の拠点に資する設備改善経費を対象経費に追加) 墨田区公衆浴場衛生設備等改善資金助成要綱						主管課・係(担当)	
							保健計画課保健計画担当 03 - 5608 - 6189	
施策への 関 連 性	浴場衛生設備の助成を行うことにより、区民の保健衛生の維持向上に資することができる。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況(区が実施する必要性等) 都の補助制度もあるが、改築等多額の経費を必要とする事業が主となるため、区内の事業者にとって利用しにくいものとなっており、設備等の改善資金助成の分野での区に対する期待が大きい。							
有効性・ 適格性	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	助成浴場数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	H31
		8	37	目標	8	8	8	8
				実績	8	8		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	8	8	8	8	8	8
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	区内公衆浴場の衛生設備等が改善されている状態を把握できる。目標数は、各浴場の衛生設備等の改善が3年に1回程度行われている件数とした。							
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	区内の公衆浴場数				単 位	件
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	H31	
20		37	目標	20	20	20	20	
			実績	20	19			
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標		20	20	20	20	20	20	
	実績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
区民の保健衛生環境を維持し続けるためには、現在稼働している20浴場を維持することが望ましい。								
財 政 面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	5,568	5,431						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 平成28年度、1浴場の年間補助限度額を60万円から70万円に引き上げた。				

1 必要性・妥当性													
区民ニーズの有無	ある												
代替可能性の有無	ない												
区が実施すべき強い理由があるか	ある												
判断理由													
事業者に対し設備等の改善資金の助成を行うことにより、経営の安定及び区民の保健衛生の維持向上つながる。													
2 有効性・適格性		<table border="1"> <thead> <tr> <th>必要性 妥当性</th> <th>有効性 適格性</th> <th>効率的 経済性</th> <th>評価結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>				必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果	5	5	5	5
必要性 妥当性	有効性 適格性					効率的 経済性	評価結果						
5	5					5	5						
事業の目的が施策に合致しているか	合致している												
指標は目標値を満たしているか	満たしている												
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある												
判断理由													
区内の浴場数は、大幅な減少傾向はなくなったものの、いまだ微減を続けている。													
3 効率性・経済性		<p style="text-align: center; font-size: 24px;">現状維持の上継続</p>											
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない												
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない												
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある												
判断理由													
区の事業で目的等が重複するものはない。													
中間・最終年度の講評	区民の保健衛生の維持向上、区民の交流の場の促進等の観点から浴場経営を継続して支援していく必要性がある。												
今後の方向性	区民の健康増進、地域コミュニティーの促進、風呂なし世帯への浴場確保の観点から事業を継続していく。												

補助金名称	墨田区公衆浴場衛生設備等改善資金						主管課・係（担当）	
根拠法令	墨田区公衆浴場衛生設備等改善資金助成要綱						保健計画課保健計画担当	
事業概要	区内で公衆浴場を営む者に対して、浴場衛生設備等を改善するための資金の一部を助成する。（平成28年度から1浴場70万円を限度、観光の拠点に資する設備改善経費を対象経費に追加）						03 - 5608 - 6189	
							事業の終期	
							平成37年	
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等） 都の補助制度もあるが、改築等多額の経費を必要とする事業が主となるため、区内の事業者にとって利用しにくいものとなっており、設備等の改善資金助成の分野での区に対する期待が大きい。							
有効性・適格性	手段に対する指標（活動指標）	指標	助成浴場数				単位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	H31
		8	37		目標	8	8	8
					実績	8	8	
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
			目標	8	8	8	8	8
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	区内公衆浴場の衛生設備等が改善されている状態を把握できる。目標数は、各浴場の衛生設備等の改善が3年に1回程度行われている件数とした。							
	目的に対する指標（成果指標）	指標	区内の公衆浴場数				単位	件
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	H31	
20		37		目標	20	20	20	
				実績	20	19		
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	20	20	20	20	20	
	実績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
区民の保健衛生環境を維持し続けるためには、現在稼働している20浴場を維持することが望ましい。								
財政面〔決算額〕（単位：千円）	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	5,568	5,431						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 平成28年度、1浴場の年間補助限度額を60万円から70万円に引き上げた。				
施策への関連性	浴場衛生設備の助成を行うことにより、公衆浴場の経営の安定が図られ、区民の保健衛生の維持向上に資することができる。							

1 必要性・妥当性		5	
区が実施する理由があるか	ある	目的が政策上の位置付けと整合しているか	している
目的・内容等が社会経済情勢に合致しているか	している	不特定多数の利益の増進に寄与するか	している
区民ニーズに即しており、公益上必要と認められるか	認められる	個人利益に対する利益に留まらず適切な対象範囲に波及するか	する
区の施策目標の実現に寄与しているか	している		

判断理由

区内の事業者にとって、設備等の改善資金の助成に対する区への期待が大きい。

2 有効性・適格性		5	
経費、補助額の算定根拠が明確になっているか	なっている	交付機会の公平性や負担の公平性が確保されているか	されている
区が負担する割合として適切か	適切である	補助団体の活動内容が目的と合致しているか	合致している
任意団体に対する補助の場合、自立化を促進するものであるか	ある	補助目的及び金額に見合う実績等の効果があるか	ある
補助目的が既に達成されていないか	されていない	目標及び見込まれる効果が明確か	明確
団体等が自らの財源で賄う範囲と区の支援範囲が明確となっているか	なっている	効果測定の具体的な目標・指標が明確か	明確

判断理由

区内の浴場数は、大幅な減少傾向はなくなったものの、いまだ微減を続けている。

3 効率性・経済性		5	
類似する補助事業がないか	ない	地域社会や区民等へ波及効果があるか	ある
手続が過度に煩雑でないか	煩雑ではない	個人の経済的負担軽減の場合、実質的公平性を考慮しているか	している
目的に対する区の負担割合が適切か	適切である		

判断理由

区の事業で目的等が重複するものはなく、またコスト面も補助金のみのため、改善の余地はない。

<p>【評価結果】</p> <p>現状維持・拡充</p>	
-------------------------------------	--

中間・最終年度の講評	区民の保健衛生の維持向上、区民の交流の場の促進等の観点から浴場経営を継続して支援していく必要性がある。
今後の方角性	区民の健康増進、地域コミュニティの促進、風呂なし世帯への浴場確保の観点から事業を継続していく。